

群馬県警察
総合交通センターで、仮免許の学科・技能試験を直接受ける方
(普通・準中型免許)

【令和4年2月改定】

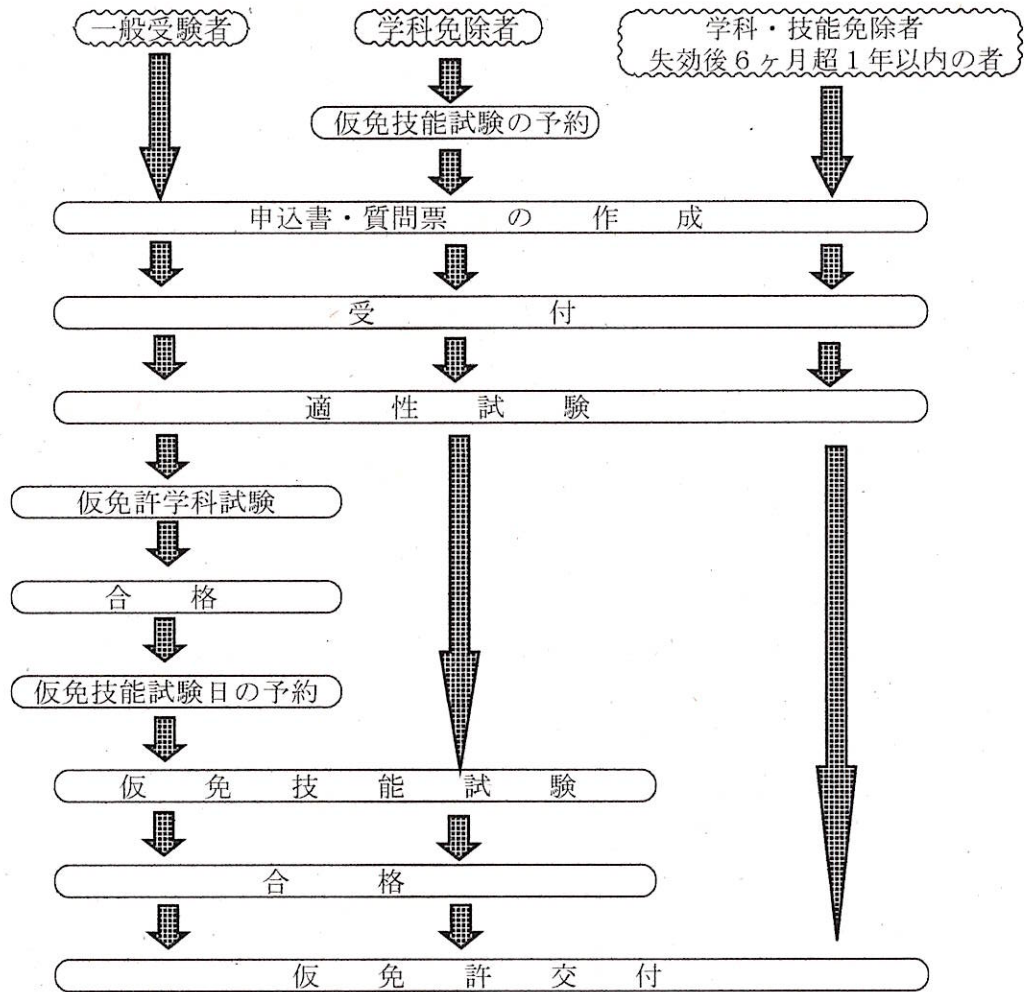
- ◎ 試験の一部が免除される方
 - 既に大型・普通自動二輪、大型特殊免許を持っている方・・・学科試験免除
 - 免許を失効して6月を超え1年以内の方・・・・・・・・・・学科・技能試験免除

受付時間	【学科試験】 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始の休日を除く。)	【技能試験】 試験日予約制(予約は平日9:00～16:00) 運転免許試験窓口又は電話で申し込んでください。 連絡先：技能試験係 (☎027-253-9300)
	一般受験者(修了検定合格者も含む。) (学科・技能受験)	午前8時30分～午前9時 ※3月2日から3月31日の間は午前8時～午前9時
	学科試験免除者	試験場所 前橋市荒口町329-2 大型特殊自動車練習所
	学科・技能免除者 (免許失効後6月を超え1年以内の方)	午後1時～午後1時30分
受付窓口	群馬県総合交通センター 2階 運転免許試験窓口	

必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書(窓口で配布)及び質問票(記載台に備置き) ○ 本籍記載のある住民票の写し(コピー不可)1通 <ul style="list-style-type: none"> (注) マイナンバー(個人番号)が記載されていない住民票の写し(コピー不可)を提出 (注) 外国人の方は、国籍等全部記載(マイナンバー(個人番号)のみ未記載)のもの、在留カード(要コピー)及びパスポート(旅券) (注) 「住民票の写し」とは、市役所、役場等から発行されたもので、それを複写(コピー)したものではありません。 ※ 現に他の運転免許証を受けている方は、その運転免許証及び表裏のコピー <ul style="list-style-type: none"> (注) 運転免許証が破損・汚損して本人確認できない場合は、事前に再交付を受けて、新しい運転免許証を持参してください。 (注) 記載事項に変更のある場合は、各地区交通安全協会又は総合交通センターで事前に変更してください。 ○ 現に運転免許証を受けていない方は、健康保険の被保険者証、個人番号カード、パスポート(旅券)等の有効なもので、申請者が本人であることを確認するに足りるもの ○ 申請書用写真2枚(取得時講習免除者は1枚) 縦3cm×横2.4cm 申請前6月以内に撮影 無帽、正面、上三分身、無背景 ○ 修了検定合格者は修了証明書(検定合格の日から起算して3月を経過しないもの) ○ 失効した免許証(免許失効後6月を超え1年以内の方)
-------	---


手 数 料			
区 分	一般受験者及び学科免除者	修了検定合格者及び学科・技能免除者	免許失効後6月超1年以内の方
受 験 手 数 料	2,900円	2,900円	1,550円
試 験 車 使 用 料	1,450円	—	—
交 付 手 数 料	1,150円	1,150円	1,150円
計	5,500円	4,050円	2,700円

手続の順序



その他	○ 仮免許の学科試験問題は文章問題が50問出題され、配点は1問1点で45点以上が合格です。
-----	---

問合せ先 運転免許課(学科試験係) 027-253-9300

 運転免許試験へ